

## 第 518 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 6 年 10 月 16 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分

場 所 KKR ホテル 福寿の間

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員、水野委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 梶原委員、古閑委員、堀江委員、安田委員

( 事 務 局 ) 小林労働局長、高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、  
名倉課長補佐、大口賃金指導官、佐藤監督官、丹下賃金調査員、吉田賃  
金調査員

議 題 (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

定刻より少し早いですが始めさせていただきます。第 518 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。

本日の審議会は報道機関からの取材申込みがございましたのでご報告いたします。また、愛知県特定最低賃金の改正決定の答申文手交時、答申後の局長挨拶時に事務局が写真撮影させていただきますことを御了承願います。本日の資料につきましては、会議次第にあわせて資料目次記載のNo.1 からNo.4 を配付させていただいております。ご確認くださいようお願い申し上げます。不足等ございましたら事務局までお申し出ください。なお、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者がありませんでしたことを併せて御報告させていただきます。それでは、以降の進行につきましては、中山徳良会長にお願いいたします。

○中山会長

皆様おはようございます。ただ今より第 518 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は、委員の出欠状況について御報告をお願いいたします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は委員 5 名全員が御出席、労働者代表委員は委員 5 名全員が御出席、使用者代表委員は竹内弘一委員が御欠席で 4 名の委員が御出席となっております。

委員定数 15 名中 14 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がございました。次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

まず、議題（1）「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。2業種に係る特定最低賃金の改正決定について審議を行います。

本年度の特定最低賃金の改正決定については、既に全ての専門部会で結審し、各部会長からいただいた改正決定に関する報告書を、本日の資料No.1及びNo.2としてお手元にお配りしております。

事務局から、各部会長からの報告書の読み上げをお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

着座にて失礼いたします。資料No.1から読み上げさせていただきます。

令和6年10月9日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、項目の1、2、3、5については、現行と変更がございませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,111円  
6 効力発生の日  
令和6年12月16日

別添の委員名の読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、資料 No. 2 を読み上げさせていただきます。

令和6年10月9日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 長谷川 ふき子

#### 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別 紙

#### 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

なお、資料No.1と同様に、項目の1、2、3、5については、現行と変更がございませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみを読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,081円  
6 効力発生の日  
令和6年12月16日

別添の委員名の読み上げは、省略させていただきます。

以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。次に、それぞれの専門部会における審議経過につきまして、各部会長から簡単に御報告をお願いしたいと思います。

最初に、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会、鈴木部会長から御報告をお願いいたします。

○鈴木部会長

それでは報告いたします。本年度の愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会は、本年8月5日に改正決定の諮問を受けまして、以降計3回開催いたしました。

その間慎重に調査審議を行い、双方の金額主張には隔たりがありましたので、10月9日に開催しました第3回専門部会において、公益委員から引上げ額52円の提案を行いました。

しかし、時間額の合意に至らず採決により結審いたしました。

改正内容は、本日の資料No.1の別紙にありますとおり、時間額1,111円とされました。

また、効力発生日は令和6年12月16日とされました。

専門部会の審議においては、この改正内容について、公益委員2名の賛成に加え、労働者代表委員は賛成3名反対0名、使用者代表委員は賛成0名反対3名という採決結果でした。

以上、専門部会長として報告させていただきます。

○中山会長

ありがとうございました。続きまして、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会、長谷川部会長からお願いいたします。

○長谷川部会長

それでは御報告申し上げます。本年度の愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は、本年8月5日に改正決定の諮問を受けて以降計3回開催いたしました。

この間、労使双方具体的に資料等々御提示いただき慎重に調査審議を行いました。双方の金額の主張には当初から大きな開きがありましたので、調査審議を継続いたしまして、10月9日に開催しました第3回専門部会において、公益委員から具体的に引上げ額53円ということで提案を行いました。

労使双方の皆様に、御理解あるいは決断をいただきまして、最終的には引上額53円、時間額1,081円ということで全会一致で結論を導くことができました。

また、効力発生日は令和6年12月16日とされました。

以上専門部会長として御報告させていただきます。

○中山会長

ありがとうございました。ただ今、御報告いただきました内容について、何かございますでしょうか。

( 質問等なし )

○中山会長

それでは専門部会において全会一致で結審となりました、愛知県輸送用機械器具製造業について審議を行いたいと思います。

各専門部会の審議結果を表にした、資料No.4、令和6年度特定最低賃金専門部会結果及びただ今の長谷川部会長からの審議経過報告のとおり、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、報告書の内容について全会一致による決定となっております。従いまして本審議会においても全会一致としたいと思いますけれども、御承認いただけますでしょうか。

( 異議なし )

○中山会長

御承認をいただきましたので、愛知県輸送用機械器具製造業専門部会報告書の内容について、本審議会の結論とすることといたします。

次に、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金は、専門部会における審議の中では労使一致することができませんでしたので、本審議会の中でも採決を行いたいと思います。

事務局は各委員に用紙を配付してください。各委員は、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会報告の改正内容に賛成の場合は、配付された用紙に○を、反対の場合には×を記入してください。

( 用紙を配付 )

○中山会長

はい、よろしいでしょうか。では、事務局は用紙を回収してください。

(回収し、開票結果を会長に報告)

○中山会長

採決の結果が出ましたので事務局は結果を報告してください。

○大口賃金指導官

採決の結果を御報告いたします。

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会報告の改正内容に賛成は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員0名、合計9名です。

反対は、公益委員0名、労働者代表委員0名、使用者代表委員4名、合計4名です。  
以上となります。

○中山会長

はい、それでは採決の結果を、繰り返しますけれども申し上げます。

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会報告の改正内容に賛成は、公益4名、労働者側5名、合計9名です。反対は使用者側4名、合計4名となりました。

以上のとおり賛成過半数となりましたので、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会報告の内容をもって本審議会の結論とすることといたします。

両業種の専門部会報告書の内容について、本審議会の結論がすべて得られましたので、次に答申文（案）を作成いたします。事務局のほうで準備いたしますので、少々お待ちください。

（ 答申文（案）を準備 ）

○中山会長

答申文（案）を受取りましたでしょうか。それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

読み上げさせていただきます。なお、項目以外の括弧の読み上げは省略させていただきます。

（案）

令和6年10月16日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付け愛労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

記

1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低

賃金公示第3号)

2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

別紙1及び2については、冒頭の改正決定に係る一文を除き、各専門部会報告書と同一のものとなりますので、読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

○中山会長

ただ今、答申文(案)を読み上げていただきましたけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( 承認 )

○中山会長

はい、御承認いただきましたので、労働局長に、(案)を取りまして答申したいと思います。事務局は正本の作成をお願いいたします。

( 答申文準備 )

○大口賃金指導官

事務局が撮影させていただきますので、お願いします。

( 答申文手交 )

( 答申文(写)配付 )

○中山会長

ここで、小林労働局長から答申に対します御挨拶がございます。よろしくをお願いいたします。

○小林労働局長

ただ今、愛知県の特定最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

鉄鋼業及び輸送用機械器具製造業の特定最低賃金の改正決定につきましては、本年8月5日に諮問させていただいて以降、公労使各委員の皆様方には真摯かつ精力的な御議論を重ねていただきまして、中山会長をはじめ公労使各委員の皆様のご多大なる御尽力に心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

答申をいただきました2業種の最低賃金につきましては、今後異議申出の手続きを経て、12月16日発効に向けて手をしっかり進めてまいりたいと思っております。

また、周知・履行確保につきましても、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

す。その際には、委員の皆様方の御協力も是非賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、引き続き委員の皆様方におかれましては、私共の行政に対して一層の御指導、御協力賜りますよう本当によろしくお願いいたします。皆様方の大変熱心なご議論、そして御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げまして簡単ではございますけれども、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○中山会長

はい、ありがとうございました。それではここで、本年度の特定最低賃金の改正について、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

労働者代表の寺田です。よろしくお願いいたします。まとめとして発言させていただきます。

特定最低賃金の2業種について、金額改正の審議については、真摯な議論をありがとうございました。議論のポイントは、賃上げのこの社会的なムードの中で、それぞれの業種の中小企業の経営状況、その経営で一番影響を与えているといわれる価格転嫁の状況がポイントだったと認識しておりますし、来年もポイントになるのは明らかではないかと今は考えております。

議論に向けては労使ともにデータを提示して審議が行われるようになりました。その点は大きく前進したと考えておりますし、一点ですね、データに基づいた当該労使による話し合いで金額決定をすることはできずに、公益案が提示され金額決定されたという運びになったという点でありました。

来年度については金額決定の当該労使の話し合いで金額決定できるように、労使からのデータや資料については、量や精度についても上げていく必要があると思っておりますし、データでは現れない現場の状況等を、我々からもしっかりと情報についても提示していきたいと考えております。使側においても御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、この議論においては、公益の皆さんにおいては、労使のデータだけではなく、データに現れない部分についても我々提示したいと思っておりますので、その点も考慮していただきながら金額決定のほうを、また議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に賃上げに向けた価格転嫁について、でございます。日本経済の好循環に向けて、労使においても賃上げを進めておりますし、ステージを変えるために価格転嫁を進めていくことが最重要だと考えております。

とりわけ労務費の価格転嫁については、この特賃の決まった価格について、価格交渉で活用されることを切に願っておりますし、さらに価格転嫁が進むように公労使でしっかりと取り組みを進めていければと思っておりますので引き続きの連携のほどをお願いして最後の挨拶とさせていただきます。以上となります。



○中山会長

ありがとうございました。続きまして使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

使用者側といたしまして一言申し上げたいと思います。

先ほど、答申ということが出されましたけれども、金額につきましては地賃と同様非常に大きな金額ということになっておりますので、中小、小規模企業に対する影響は大だと思っております。そうはいつても一定の理解は示したというようなところでございますので、引き続きこの金額については使用者側としても周知を図っていきたいと思っております。

あとは、改めて行政側に対するお願いということで、これも何回も申し上げているところなのですが、大きな引上げということで、中小、小規模企業に対する影響は大きいので、引き続きサプライチェーンにおける価格転嫁の問題、それから生産性向上に対する問題、こういったことを、継続的な企業の賃上げの環境を作る、整備するということにつながりますので、実際こうした支援について実効性のある施策をさらに実行していただくということは改めてお願いしたいと思います。以上です。

○中山会長

はい、どうもありがとうございました。

これですべての答申を終えましたので、公益委員を代表いたしまして、私から一言御挨拶させていただきます。

今年度は2業種の特定最低賃金専門部会におきまして御議論いただきまして誠にありがとうございました。また、実際に審議に当たられた委員の皆様には、ひとえにお疲れさまでした。

今年は、先ほど労側、使側から出ました、春闘が非常に良かったという状況下でありますし、また価格転嫁がなかなか進んでいかないという状況の中で、地賃は非常に上がり、この特定最低賃金をどこの水準にするか非常に公益でも悩みました。

労側の実情もお伺いしましたし、使側の価格転嫁が進まない、経営の非常に苦しい状況とかもお伺いしまして、本当に今年度は悩みまして、どこにしようかということをお委員で相談しまして、こういう結果に、公益案として提示させていただいて御協力をいただいたということになっております。

本年よかったと思っていることは、労使ともに実情を示したデータを示していただきまして、審議できたということは非常に良かったと思っていますので、また地賃におきましても、特賃におきましても、そういうデータを提示した議論というものをお願いしたいと思います。

もちろん実情をそれぞれお聞かせいただくことも非常に大事だと思っていますので、今の状況をまたお聞かせいただきたいと思います。

今年度は真摯に御議論いただきまして誠にありがとうございました。以上になります。

それでは、今回の答申を踏まえた今後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

説明させていただきます。愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示につきましては、本日を公示日とし、本年10月31日（木）までの間、答申要旨を公示いたします。

この期間に異議申出があった場合には、愛知労働局長は愛知地方最低賃金審議会に対し意見を求めることになっておりますので、本年11月1日（金）、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催することとなります。

本年10月31日（木）までの15日間に異議申出がなかった場合には、官報による公示の手続に入ります。官報の公示を本年11月15日（金）に予定し、30日経過後の本年12月16日（月）を指定日として効力発生となることを予定しております。以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。

次に議題（2）「その他」ですが、何か議事はございますでしょうか。

（ 特になし ）

○中山会長

事務局から連絡等があればお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

今回の開催につきましては、先ほど説明いたしました日程により手続きを進め、異議の申出があれば11月1日に審議会を開催させていただき、異議の申出がなければ改めて各委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○中山会長

それでは、以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

(令和6年10月16日)第518回愛知地方最低賃金審議会 議事録